



八兵衛の歴史と歩む

水土里ネット雲出井

第 15 号

発行日 平成 25 年 4 月 20 日
発行者 雲出井土地改良区
住 所 津市高茶屋小森町
電 話 059-235-0536



ごあいさつ

雲出井土地改良区
理事長 木下 榮雄

平素は、雲出井土地改良区の運営に対しまして、ご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

私ども現執行部は、平成 23 年度の役員改選(4 年任期)でご選任いただいて以来 2 年間の経過しました。その間、関係者各位より格別のご支援をいただきながら組織の健全運営に努め、今日を迎えております。

さて、国政においても昨年末には、3 年 3 ヶ月政権を担当した民主党から自民・公明党の連立政権へと移行しました。政権移行により農業政策も大きく転換期を向かえ、政府与党による TPP(環太平洋戦略的経済連携協定) 交渉参加表明など農業農村にとって大変厳しい時期を迎えており、しばらくの間は、自民・公明党連立政権の農業政策の動向について、組合員の皆様と共に注視していきたいと考えております。

農業を取り巻く三重県の関連方針計画である「みえ県民力ビジョン」について少し触れさせていただきます。このビジョンは、長期的な視点から、三重のあるべき姿を展望し、県政運営の姿勢及び方向性を示し平成 24 年度から概ね 10 年先を見据えた県の戦略計画であります。「みえ県民力ビジョン」を着実に推進するため、平成 24 年度から 27 年度までの 4 年間の具体的な取組内容をまとめた「行動計画」の中で、農業の主な 3 施策、

1. 農村漁村の振興、
 2. 農林水産業のイノベーション
(新市場の開拓)の促進、
 3. 農業の振興を策定しています。
- 農業関係の核となる施策である「農業振興」では、4 年後の目標として「作る農業」から「売れる農業」さらには「もうかる農業」への

発展をめざす取組を促進することと合わせて、安全で安心な農産物が安定的に供給される生産から流通に至る体制が構築されると共に、意欲ある農業者が経営の発展に取り組める環境が整備されることなどにより、消費者の期待に的確に対応した県産農産物の供給や県農業を中心となって支える農業経営体が増加している状態を目指すこととしています。

何れにいたしましても、我々の使命は、先人達の知恵と労苦の結晶として現在まで築き伝えてきた農地や農業水利施設を次世代に継承し、農業、農村を将来に向けて支え続けていくことであると考えております。

本年も、歴史ある雲出井水の重要性を深く認識し管理に万全を期し、円滑に配水出来るよう役職員一同努力してまいりますので、今後とも組合員皆様方のより一層のご理解、ご協力をよろしくお願い致します。



土地改良区の概要

- ◇ 受益面積 493.1 ha
- ◇ 組合員数 1,010 名

平成 25 年 4 月 1 日現在

第 63 回通常総代会提出議案

日時 平成 25 年 3 月 9 日(土)10:00～
場所 津市雲出長常町「くもづホテル」

- 議案第 1 号 平成 23 年度事業報告の承認について
- 議案第 2 号 平成 23 年度一般会計収支決算の承認について
- 議案第 3 号 平成 23 年度土地改良事業積立金特別会計収支決算の承認について
- 議案第 4 号 平成 23 年度農地転用決済金積立金特別会計収支決算の承認について
- 議案第 5 号 平成 23 年度備荒積立金特別会計収支決算の承認について
- 議案第 6 号 平成 23 年度職員退職給与積立金特別会計収支決算の承認について
- 議案第 7 号 平成 23 年度財産目録の承認について
- 議案第 8 号 平成 24 年度一般会計収支補正予算の承認について
- 議案第 9 号 平成 24 年度土地改良事業積立金特別会計収支補正予算の承認について
- 議案第 10 号 平成 24 年度農地転用決済金積立金特別会計収支補正予算の承認について
- 議案第 11 号 平成 24 年度備荒積立金特別会計収支補正予算の承認について
- 議案第 12 号 雲出井頭首工管理規程の一部変更議決について
- 議案第 13 号 平成 25 年度事業計画の議決について
- 議案第 14 号 平成 25 年度一般会計収支予算の議決について
- 議案第 15 号 平成 25 年度土地改良事業特別会計収支予算の議決について
- 議案第 16 号 平成 25 年度農地転用決済金積立金特別会計収支予算の議決について
- 議案第 17 号 平成 25 年度備荒積立金特別会計収支予算の議決について
- 議案第 18 号 平成 25 年度職員退職給与積立金特別会計収支予算の議決について
- 議案第 19 号 平成 25 年度賦課金の賦課徴収方法とその時期の議決について
- 議案第 20 号 農地転用決済金の金額の議決について
- 議案第 21 号 平成 25 年度金銭預入先金融機関の議決について
- 議案第 22 号 平成 25 年度役員等の報酬及び費用弁償の議決について



現在総代総数 50 名中、40 名が出席し第 63 回通常総代会が「くもづホテル」会議室にて盛大に開催されました。

木下理事長、そして、雲出井の顧問を務める前野和美県議会議員の挨拶の後、議長に津市藤方の小堀一成総代を選任し、議事に入りました。

上程された議案は 22 議案で、いずれも原案どおり可決、承認されました。

《平成 25 年度の農転決済金について》

農地を転用される方は、土地改良法により届出と決済金が必要となります。

転 用 目 的	決 済 金
畑地に転用する場合	1 m ² 当り 10 円
本人が農地以外に用いる場合 で利益を伴わないもの	1 m ² 当り 10 円
農地以外に用いる場合	1 m ² 当り 100 円

《土地改良施設使用料について》

当土地改良区が管理する施設に排水する場合、定款第 4 条第 2 項の規定により他目的使用料を徴収します。

- 1 排水協力金 浄化槽 1 人槽当り 24,000 円
うち、下流改良区(雲出揚溝・高郷井)へ 2/12 を補助
- 2 開発協力金 1 m²当り 300 円

財 産 目 録

平成 24 年 5 月 31 日現在（単位：円）

摘 要				金 額		
資 産				161, 158, 639		
	流動資産			123, 322, 441		
		現金及び預金 未収入金			2, 436, 500	
			1. 現金及び預金 2. 未収賦課金	2, 361, 872 74, 628		
		特定資産			120, 619, 941	
			1. 土地改良事業特別積立金 2. 農地転用決済金積立金 3. 備荒積立金 4. 職員退職給与積立金	34, 374, 434 38, 221, 707 42, 678, 143 5, 345, 657		
			基本財産			266, 000
				1. 農林中央金庫出資金 2. 三重中央農協出資金	260, 000 6, 000	
		固定資産			37, 836, 198	
	1. 土 地 2. 建 物 事務所・倉庫・物置 3. 機械器具 一式 4. 備 品 一式		21, 384, 962 11, 454, 246 822, 940 4, 174, 050			
負 債	各種積立金（土地改良事業、農転決済金、備荒、職員退職給与）			120, 619, 941		

平成 25 年度 主要事業計画

4 月 通水前の水路清掃
西島八兵衛翁記念祭（協賛）、取水開始
理事会、雲出井土地改良区報発送
5 月 経常賦課金賦課徴収（納期：5/20）
6 月 決算監査、理事会
7 月 用水路草刈り清掃
8 月 理事会

9 月 取水終了、施設点検
10 月 理事会、各種研修会参加
11 月 未収賦課金督促整理
12 月 理事会
H26. 1 月 予算書（案）作成
2 月 中間監査、理事会
3 月 通常総代会

平成 25 年度 一般会計収支予算書

収入の部

単位：千円

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	
			増	減
1. 組合費	9, 870	9, 877		7
2. 財産収入	10	10		
3. 繰入金	4, 217	3, 208	1, 009	
4. 使用料	271	271		
5. 補助金	1, 310	1, 226	84	
6. 受託料	895	895		
7. 雑収入	48	21	27	
8. 繰越金	1, 000	2, 361		1, 361
収入合計	17, 621	17, 869		248

支出の部

単位：千円

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	
			増	減
1. 事務費	10, 183	10, 037	146	
2. 事務所費	289	289		
3. 維持管理費	4, 834	5, 234		400
4. 負担金	812	812		
5. 補助金	20	20		
6. 諸 費	490	490		
7. 財産費	693	687	6	
8. 予備費	300	300		
支出合計	17, 621	17, 869		248

◆◆ 水分 (みくまり) 神社 ◆◆

津市高茶屋小森町



今年も境内の桜が綺麗でした



雲出井用水路を三分（雲出揚溝、八寸、高郷井）する分水地点に、当時の農民たちは西島八兵衛翁の遺徳と功績を讃え、水分神社を建立しました。300 年以上経った今も、毎年、通水の前日に記念祭を盛大に執り行っております。

また、昭和 47 年には津市教育委員会の史跡に指定され、今も多くの見学者が訪れます。是非、一度お立ち寄りください。

平成 25 年度賦課金について

- 経常賦課金の額……2,000 円 (1,000 m²当り)
- 賦課基準日……平成 25 年 4 月 1 日
- 賦課金徴収期限……平成 25 年 5 月 20 日
- 自動振替……5 月 20 日 1 回のみ
(残高不足にご注意ください)

賦課の根拠

この賦課金は土地改良法第 36 条及び雲出井土地改良区定款の規定により課せられます。

納付義務者

賦課期日 (毎年度 4 月 1 日現在) 雲出井土地改良区の組合員名簿に登載されている方です。

忘れずに届出を

組合員の資格を取得した方や喪失した方は、土地改良法第 43 条第 1 項の規定により「**組合員資格得喪届**」を改良区へ届けることになっています。

- 届出が必要な場合
 - ・農地を農地以外に転用する場合
 - ・道路等公共事業に転用した場合
 - ・農地の売買、耕作者に変更があった場合 (小作等)
 - ・経営移譲又は組合員の死亡等

※ 届出がない場合は、土地原簿が訂正されないの
で、従来通り賦課金が課せられます。

用水管理についてのお願い

4 月 20 日より通水が始まりました。

4 月 19 日開催の第 1 回理事会で、各地区の取水計画や公平な用水管理について活発な意見が飛び交い、
「**今一度初心に戻って用水を大切に使う**」ことを全員一致で議決、再確認しました。

近年、各農家の用水管理不足と担い手への委託増に伴う**用水の掛け流しが多く見受けられます**。
一度排水路に落とすと雲出川に流れ、雲出井用水路に戻ってこない場合があります。

こまめな用水管理を行っていただくことが非常に重要になります。

雲出井土地改良区では、効率的な用水管理に努めますが、組合員の皆様におかれましても、**落ち水を止め、下(しも)の田へ水をまわしていただきますようご協力**よろしくお願いいたします。

下の写真は、湧水による番水時のものです

